

委託業務仕様書

1 委託業務名

インターネット販売サイトを活用した地域企画商品販売促進委託業務

2 委託業務の目的

インターネット販売サイトを活用し、主に個人旅行者をターゲットとして、県内地域企画商品の売上向上を図る。

*地域企画商品の定義：現地までの一次交通手段と宿泊などの主たる商品に付随する、地域の観光資源を活かした滞在プログラム

3 履行期間

契約締結日から平成29年3月30日（木）まで

4 本委託業務で活用するインターネット販売サイトの条件

- (1) 地域企画商品を掲載するとともに、その販売者と購入者とを仲介し、商品の購入申込の受付及びその受諾通知など商品提供者のオペレーションを代行する機能を有すること
- (2) 販売サイトへの商品掲載料が無料であること（販売手数料を徴収することは可）
- (3) 商品掲載者、商品購入者及び商品購入希望者からの問い合わせに応じる体制があること

5 委託業務の内容

(1) インターネット販売サイトによる地域企画商品の販売促進

地域企画商品の売上向上を目的として、インターネット販売サイトを活用した販売促進を実施する。

販売促進の手法として、商品の購入希望者を地域企画商品の購入ページに誘導する等のプロモーションを行うなど、様々な手法の中から売上向上に最も高い効果が見込まれる手法を企画し実施することとする。

なお、商品の購入クーポン配布や値引き、プレゼントなど商品購入者に助成を行う手法は、それが販売促進の主たる取組とならないよう留意すること。

(2) 有望商品の改善、販売サイト掲載促進などによる重点的な販売促進

地域企画商品のうち、有望と見込まれる商品を対象として、現地訪問による改善、インターネット販売サイトへの掲載促進、商品提供者のレベルアップを目的とした取組などを企画し実施することにより、重点的な販売促進を実施する。

(3) 実績レポート

本委託業務の成果を報告するレポートを作成する。

6 目標設定

本事業の受託者は、企画提案協議において提案した下記2点の目標達成を目指して委託業務を行うものとする。

- (1) 平成28年12月末までにインターネット販売サイトを通じて販売した県内地域企画商品の販売額
- (2) 平成28年12月末までにインターネット販売サイトを通じて販売した県内地域企画商品の利用者数

7 目標不達成時の措置

上記6(1)と(2)それぞれの達成率(上限は120%とする)を加算して2で除した数(以下、この数値を「総合達成率」という。)が100%を下回った場合、委託金額に100%から総合達成率を減じた割合を乗じ、その金額を2で除した金額(千円未満切り捨て)を委託料から減額する。

ただし、この措置による委託料の減額は、1,000,000円を限度とする。

8 その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ①業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ②事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

(2) 業務の実施体制

- ①業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- ②統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- ③統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。